

(表)

様式第5号(第9条関係)

## 誓約書

私は、次の1(1)から(12)までのいずれかに該当することはしないこと、及びこれら該当すると認められることをしたときは、直ちに、是正又は使用を中止すること、並びに次の2(1)から(11)までの事項を遵守すること、及びこれらの事項のいずれかに違反したときは、直ちに、是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名)

### 1 禁止事項

- (1) 本市の信用若しくは品位を傷つけ、又は本市が行う事業の正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 事業キャラクター等又は本市が行う事業のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (6) 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- (7) 特定の政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき、及びその者に商品等を販売するとき。
- (9) デザイン等をこの要綱に従って使用しないおそれがあるとき。
- (10) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (11) 本市が行う事業又は市長が認めるこれに関連する事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (12) その他市長が公益上又は著作権若しくは商標権の管理上の観点から使用について不相当と認めるとき。

(裏)

2 遵守事項

- (1) 許諾された内容に従いデザイン等を使用すること。
- (2) デザイン等を使用する権利又はデザイン等若しくはデザイン等を使用する物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。ただし、販売を目的としてデザイン等を使用する場合において行う当該物品の販売については、この限りでない。
- (3) デザイン等を使用する物品には、本市の事業キャラクター等であること、事業キャラクター等の名称及び使用許諾通知書に記載された使用許諾番号を明示し、それ以外の名称を使用しないこと。デザイン等を使用するサービスを提供する場合についても、同様とする。
- (4) デザイン等を使用する物品は、本市が製造又は販売をする物品であると誤認されるおそれがないよう配慮すること。デザイン等を使用するサービスを提供する場合についても、同様とする。
- (5) デザイン等を使用する物品の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱及び使用の許諾の内容に違反することがないように必要かつ適切な監督を行うこと。デザイン等を使用するサービスの提供を第三者に委託する場合についても、同様とする。
- (6) 許諾に際して、デザイン等が商品の品質を保証するものではないことを記載すること等の条件が付された場合には、当該条件に従うこと。
- (7) 許諾に係る物品の完成品については、その使用前に速やかに市長に提出し、承諾を受けること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その写真の提出をもって完成品の提出に代えることができること。
- (8) 市長が(7)により提出された完成品が適正でない認め、是正を求めたときは、速やかにこれに応じ、市長の承諾を受けること。この場合において、是正に要する費用は、使用者が負担すること。
- (9) デザイン等について、商標登録、意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (10) 本市から貸与を受けたデザイン等があるときは、デザイン等の使用期間終了後は、速やかに、当該デザイン等を本市に返却すること。
- (11) 市長の求めに応じ資料の提出若しくは報告をし、又は市長が行う調査に協力すること。